

令和6年10月21日

広島県中小企業団体中央会会長様

広島県議会事務局長
〒730-8509 広島市中区基町10-52
総務課

地方議会議員の立候補環境の整備に関する要請について（依頼）

本県議会が構成員となっている全国都道府県議会議長会におきましては、第33次地方制度調査会が令和4年12月28日に内閣総理大臣に提出した「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」を基に、各企業の就業規則において地方議会議員選挙への立候補に伴う休暇制度を設けることを要請するなど立候補環境の整備を行うこと等を決議し、その実現を政府に求めてまいりました。

こうした活動の結果、総務大臣並びに全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の3団体が連名で以下の団体に対し、別添1及び別添2のとおり要請活動を行っておりますので、御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

（要請先団体）

日本経済団体連合会

全国中小企業団体中央会

日本商工会議所

全国商工会連合会

担当庶務係

電話 082-513-4721

（担当者 山田、高畠）

令和5年1月26日

一般社団法人日本経済団体連合会会長
十倉 雅和 殿

勤労者的地方議員への立候補のための環境整備に関する要請書

日頃より、総務行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

第33次地方制度調査会において、昨年12月28日、岸田内閣総理大臣に対して「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」が行われました。同答申においては、多様な層の住民の議会への参画につながる方策として、多様な人材の参画を前提とした議会運営や住民に開かれた議会の実現に向けて各議会において工夫すべき取組のほか、勤労者が議員に立候補しやすい環境を整備する観点から、各企業の状況に応じた自主的な取組として、就業規則において、立候補に伴う休暇制度を設けることや、議員との副業・兼業を可能とすること等についても提言されています(別紙1、別紙2)。

また、関連して、昨年12月に成立した地方自治法の一部を改正する法律(令和4年法律第101号)の附則においても、政府は、事業主に対し、地方議會議員選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めること等の自主的な取組を促すものとされているところです(別紙2)。

全国的に人口減少と高齢化が進行し、住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化する中で、地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会のあり方を議論する地方議会の役割はより重要となります。また、地域社会において、行政のほか、コミュニティ組織やNPO、企業等の多様な主体が、組織の枠を越えて、サービス提供や課題解決の担い手としてより一層関わっていくことが必要であり、これらの多様な主体の参画を得る観点からも、議会の役割は重要です。

しかしながら、地方議会に関しては、議員の構成が、住民の構成と比較して女性や60歳未満の者、勤労者の割合が低いなど、多様性を欠く状況が続いている、このような状況が住民の議会への関心を低下させているとの指摘もなされています。議会がその重要な役割を十分に果たしていくために、それぞれの地域において、女性や若者、勤労者等を含め、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが喫緊の課題です。

貴団体におかれましては、このような背景を踏まえ、各企業が次の事項に取り組んでいただけけるよう、傘下団体・企業に対する周知について、御協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。

- 1 地方議会議員選挙において、勤労者が容易に立候補をすることができるよう、各企業の状況に応じ、就業規則について必要な見直しを行い、立候補に伴う休暇制度を設けることや、立候補した勤労者に対し解雇や減給等の不利益な取扱いをしないこととしていただくこと。
- 2 企業に勤務しながら議員活動を行うことができるよう、各企業の状況に応じ、就業規則における副業・兼業に係る規定の見直しや明確化を行うことにより、議員との副業・兼業を可能としていただくこと。

総務大臣

松本 利明

令和5年1月26日

全国中小企業団体中央会会長
森 洋 殿

勤労者の方議員への立候補のための環境整備に関する要請書

日頃より、総務行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

第33次地方制度調査会において、昨年12月28日、岸田内閣総理大臣に対して「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」が行われました。同答申においては、多様な層の住民の議会への参画につながる方策として、多様な人材の参画を前提とした議会運営や住民に開かれた議会の実現に向けて各議会において工夫すべき取組のほか、勤労者が議員に立候補しやすい環境を整備する観点から、各企業の状況に応じた自主的な取組として、就業規則において、立候補に伴う休暇制度を設けることや、議員との副業・兼業を可能とすること等についても提言されています(別紙1、別紙2)。

また、関連して、昨年12月に成立した地方自治法の一部を改正する法律(令和4年法律第101号)の附則においても、政府は、事業主に対し、地方議會議員選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めること等の自主的な取組を促すものとされているところです(別紙2)。

全国的に人口減少と高齢化が進行し、住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化する中で、地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会のあり方を議論する地方議会の役割はより重要となります。また、地域社会において、行政のほか、コミュニティ組織やNPO、企業等の多様な主体が、組織の枠を越えて、サービス提供や課題解決の担い手としてより一層関わっていくことが必要であり、これらの多様な主体の参画を得る観点からも、議会の役割は重要です。

しかしながら、地方議会に関しては、議員の構成が、住民の構成と比較して女性や60歳未満の者、勤労者の割合が低いなど、多様性を欠く状況が続いている。このような状況が住民の議会への関心を低下させているとの指摘もなされています。議会がその重要な役割を十分に果たしていくために、それぞれの地域において、女性や若者、勤労者等を含め、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが喫緊の課題です。

貴団体におかれましては、このような背景を踏まえ、各企業が次の事項に取り組んでいただけけるよう、傘下団体・企業に対する周知について、御協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。

- 1 地方議会議員選挙において、勤労者が容易に立候補をすることができるよう、各企業の状況に応じ、就業規則について必要な見直しを行い、立候補に伴う休暇制度を設けることや、立候補した勤労者に対し解雇や減給等の不利益な取扱いをしないこととしていただくこと。
- 2 企業に勤務しながら議員活動を行うことができるよう、各企業の状況に応じ、就業規則における副業・兼業に係る規定の見直しや明確化を行うことにより、議員との副業・兼業を可能としていただくこと。

総務大臣

松本 剛明

令和5年1月26日

日本商工会議所会頭
小林 健 殿

勤労者的地方議員への立候補のための環境整備に関する要請書

日頃より、総務行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

第33次地方制度調査会において、昨年12月28日、岸田内閣総理大臣に対して「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」が行われました。同答申においては、多様な層の住民の議会への参画につながる方策として、多様な人材の参画を前提とした議会運営や住民に開かれた議会の実現に向けて各議会において工夫すべき取組のほか、勤労者が議員に立候補しやすい環境を整備する観点から、各企業の状況に応じた自主的な取組として、就業規則において、立候補に伴う休暇制度を設けることや、議員との副業・兼業を可能とすること等についても提言されています(別紙1、別紙2)。

また、関連して、昨年12月に成立した地方自治法の一部を改正する法律(令和4年法律第101号)の附則においても、政府は、事業主に対し、地方議会議員選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めること等の自主的な取組を促すものとされているところです(別紙2)。

全国的に人口減少と高齢化が進行し、住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化する中で、地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会のあり方を議論する地方議会の役割はより重要となります。また、地域社会において、行政のほか、コミュニティ組織やNPO、企業等の多様な主体が、組織の枠を越えて、サービス提供や課題解決の担い手としてより一層関わっていくことが必要であり、これらの多様な主体の参画を得る観点からも、議会の役割は重要です。

しかしながら、地方議会に関しては、議員の構成が、住民の構成と比較して女性や60歳未満の者、勤労者の割合が低いなど、多様性を欠く状況が続いている。このような状況が住民の議会への関心を低下させているとの指摘もなされています。議会がその重要な役割を十分に果たしていくために、それぞれの地域において、女性や若者、勤労者等を含め、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが喫緊の課題です。

貴団体におかれましては、このような背景を踏まえ、各企業が次の事項に取り組んでいただけけるよう、傘下団体・企業に対する周知について、御協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。

- 1 地方議会議員選挙において、勤労者が容易に立候補をすることができるよう、各企業の状況に応じ、就業規則について必要な見直しを行い、立候補に伴う休暇制度を設けることや、立候補した勤労者に対し解雇や減給等の不利益な取扱いをしないこととしていただくこと。
- 2 企業に勤務しながら議員活動を行うことができるよう、各企業の状況に応じ、就業規則における副業・兼業に係る規定の見直しや明確化を行うことにより、議員との副業・兼業を可能としていただくこと。

総務大臣

松本 利明

令和5年3月1日

全国商工会連合会会長
森 義 久 殿

勤労者の地方議員への立候補のための環境整備に関する要請書

日頃より、総務行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

第33次地方制度調査会において、昨年12月28日、岸田内閣総理大臣に対して「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」が行われました。同答申においては、多様な層の住民の議会への参画につながる方策として、多様な人材の参画を前提とした議会運営や住民に開かれた議会の実現に向けて各議会において工夫すべき取組のほか、勤労者が議員に立候補しやすい環境を整備する観点から、各企業の状況に応じた自主的な取組として、就業規則において、立候補に伴う休暇制度を設けることや、議員との副業・兼業を可能とすること等についても提言されています(別紙1、別紙2)。

また、関連して、昨年12月に成立した地方自治法の一部を改正する法律(令和4年法律第101号)の附則においても、政府は、事業主に対し、地方議会議員選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めること等の自主的な取組を促すものとされているところです(別紙2)。

全国的に人口減少と高齢化が進行し、住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化する中で、地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会のあり方を議論する地方議会の役割はより重要となります。また、地域社会において、行政のほか、コミュニティ組織やNPO、企業等の多様な主体が、組織の枠を越えて、サービス提供や課題解決の担い手としてより一層関わっていくことが必要であり、これらの多様な主体の参画を得る観点からも、議会の役割は重要です。

しかしながら、地方議会に関しては、議員の構成が、住民の構成と比較して女性や60歳未満の者、勤労者の割合が低いなど、多様性を欠く状況が続いていると指摘もなされています。議会がその重要な役割を十分に果たしていくために、それぞれの地域において、女性や若者、勤労者等を含め、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが喫緊の課題です。

貴団体におかれましては、このような背景を踏まえ、各企業が次の事項に取り組んでいただけけるよう、傘下団体・企業に対する周知について、御協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。

- 1 地方議会議員選挙において、勤労者が容易に立候補をすることができるよう、各企業の状況に応じ、就業規則について必要な見直しを行い、立候補に伴う休暇制度を設けることや、立候補した勤労者に対し解雇や減給等の不利益な取扱いをしないこととしていただくこと。
- 2 企業に勤務しながら議員活動を行うことができるよう、各企業の状況に応じ、就業規則における副業・兼業に係る規定の見直しや明確化を行うことにより、議員との副業・兼業を可能としていただくこと。

総務大臣

松本 剛明

多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申の概要

別紙1

1. 議会についての現状認識と課題

- ▶ 感染症のまん延等の緊急時ににおける合意形成や、人口減少に伴う資源制約の下での合意形成を行う上で、地域の多様な民意を集めようとする議会の役割は大きい。このため、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要。
- ▶ しかしながら、議員の構成は、性別や年齢構成の面で多様性を欠いており、一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見た議会の魅力を失わせている。このことは、議員のなり手不足の原因の一つにもなっている。

2. 議会における取組の必要性

- ▶ 各議会等において、次のような取組を行っていくことが必要。

① 多様な人材の参画を前提とした議会運営

- ▶ 勤労者等の議会参画
→ 夜間・休日等の議会開催等
女性や若者、育児・介護に携わる者の議会参画
→ ハラスメント相談窓口の設置
会議規則における育児・介護の取扱いの明確化等
小規模市町村における処遇改善
→ 議員報酬の水準のあり方を議論
- ▶ ③議長会等との連携・国の支援
→ ハラスメント対策に関する議長会の調査

② 住民に開かれた議会のための取組

- ▶ デジタル技術を活用した情報発信の充実
→ SNSの活用、タブレット端末によるペーパーレス化
にあわせた情報公開の充実等
住民が議会に参画する機会の充実
→ 住民と政策や議会運営を考える場
(例：政策サポーター、議会モニター)

4. 立候補環境の整備

- ▶ 各企業の自主的な取組として、立候補に伴う休暇制度を設けること、議員との副業・兼業を可能とするなどについて要請を検討すべき。
※就業規則における対応
- ▶ 一律の法制化は、事業主負担や他の選挙との均衡等の課題に留意して引き続き検討。

5. 議会のデジタル化

- ▶ 本会議へのオンライン出席について、国会における対応も参考に、丁寧な検討を進めるべき。
・どのような場合に可能とするか。
①事由を問わず幅広く可能
②原則は議場での出席だが、一定の場合に可能
③引き続き議場での出席を前提にしつつ、議事定足数を緩和して、オンラインで「参加」
- ・本人確認、議事の公開、第三者の関与がないことの担保等をどのように行うか。その際、委員会へのオンライン出席の実施団体は35団体(R4.11現在)※委員会へのオンライン出席の実施団体は35団体(R4.11現在)
- ▶ 議会への請願書の提出や議会から国会への意見書の提出等の手続について、一括して、オンライン化を可能とすべき。

3. 議会の位置付け等の明確化

- ▶ 議会の役割・責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。

[具体的なイメージ]

- ・議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもつて組織されるという位置付けを追記
- ・地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する等の議会の役割・責任を明確に規定
- ・議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならぬ旨を規定(職務を行う上での心構えを示すもの)

[女性議員の割合]都道府県11.8%、市17.5%、町村11.7% [60歳以上の議員の割合]都道府県43.0%、市56.5%、町村76.9%
※女性議員が少ない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高い傾向

都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%

○ 第33次地方制度調査会「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」(抄)

第4 立候補環境の整備

勤労者的地方議員への立候補に関しては、労働基準法第7条の規定により、法定の選挙運動期間中の選挙運動のために必要な時間を請求した場合は、使用者はこれを拒んではならないとされている。一方で、選挙運動のための時間が与えられた場合に、それが休暇として取り扱われるか等については、各企業の判断に委ねられている。また、必要な時間が著しく長期にわたる場合に、解雇や配置転換等の不利益取扱いをすることまで禁止されているとは解されていない。

さらに勤労者が立候補しやすい環境を整備するため、法制度として、立候補に伴う休暇の規定を設けることや、休暇を取得したことを理由とした不利益取扱いを禁止すること等は、個々の企業の事情に関わらず勤労者の立候補を促進するものとして、有効な方策の一つと考えられる。

一方で、法制度として一律に設けることとする場合、事業主負担をどのように考えるかという課題や、立候補に伴う休暇や不利益取扱いの禁止は参政権の行使に関わる問題であることから、地方議會議員選挙のみを対象とし、国會議員選挙や長の選挙に先行させることについてどう考えるかという課題がある。

また、多様で柔軟な働き方への需要の高まりや人口減少下における人材確保の必要性等を背景として、副業や兼業が増加傾向にある。議員に当選した後においても、引き続き企業に勤務しながら議員活動を行うことも考えられるところ、副業・兼業は各企業の就業規則において、これを認める取扱いとすることが可能である。

これらを踏まえると、法制化については、上記の課題について引き続き検討することとしつつ、まずは、各企業の状況に応じた自主的な取組として、就業規則において、立候補に伴う休暇制度を設けることや、議員との副業・兼業を可能とすること等について、各企業に要請していくことを検討すべきである。

なお、公務員の立候補制限や議員との兼職禁止の緩和については、行政の中立性・公平性等の要請にも配慮しつつ、引き続き検討する必要がある。

○ 地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）(抄)

附 則

(政府の措置等)

第六条 政府は、事業主に対し、地方公共団体の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方公共団体の議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとする。

参考資料

就業規則の規定例

就業規則において、立候補に伴う休暇制度や、立候補した勤労者に対し不利益な取扱いをしない旨を規定する場合は、以下のような規定例が考えられる。また、就業規則において、副業・兼業を可能とする場合の規定例は、モデル就業規則（令和4年11月厚生労働省労働基準局監督課）において示されている。

●就業規則の規定例

(立候補休暇)

第〇条 労働者が、地方公共団体の議会の議員の選挙において候補者となつた場合には、選挙運動の期間につき、選挙運動のために必要な日数の休暇を与える。

2 前項の休暇の期間は、無給/通常の賃金を支払うこととする。

(不利益取扱いの禁止)

第〇条 労働者が、地方公共団体の議会の議員の選挙において候補者となつたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしない。

●モデル就業規則（令和4年11月厚生労働省労働基準局監督課）

(副業・兼業)

第70条 労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。

2 会社は、労働者からの前項の業務に従事する旨の届出に基づき、当該労働者が当該業務に従事することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、これを禁止又は制限することができる。

- ① 労務提供上の支障がある場合
- ② 企業秘密が漏洩する場合
- ③ 会社の名誉や信用を損なう行為や、信頼関係を破壊する行為がある場合
- ④ 競業により、企業の利益を害する場合

地方議会議員の立候補環境の整備について

—多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けて—

○女性や若者等多様な人材の地方議会への参画につなげるため、第33次地方制度調査会答申で明記された、次の事項について、格別の配慮をお願いしたい。

企業の就業規則において、

- 1 立候補に伴う休暇制度を設けること。
- 2 議員との副業・兼業を可能とすること。

令和5年1月26日

全国都道府県議会議長会会長
全國市議會議長会会長
全国町村議會議長会会長

柴田 正敏
清水 富雄
南雲 正

女性や若者等多様な人材の議会への参画につなげる主な取組

女性参画につなげる

都道府県議会の取組

- 会議規則等に出産等の取扱いを明示
(出産:全47議会、育児:45議会、産前産後期間:44議会)
- 福岡県議会ハラスメント条例
(県内市町村議会を含めた研修の実施、相談体制を整備)

市議会の取組

- 会議規則等に出産等の取扱いを明示
(出産:785議会、育児:759議会、産前産後期間:750議会)
- 議長会による議員研修支援
(男女共同参画の研修モデルプログラムをオンデマンド配信)

町村議会の取組

- 会議規則等に出産等の取扱いを明示
(出産:825議会、育児:618議会、産前産後期間:632議会)
- 議会における育児時間の付与
(取組例:1歳未満の乳児を育てている議員が本会議中に育児時間(例:授乳)を議長に請求できるよう会議規則を改正)

若者参画につなげる

都道府県議会の取組

- 若者と議員との意見交換
(半数近くの県で実施。秋田県等はグループに分かれ意見交換)
- 学生議会、子ども議会の開催
(半数以上の県で実施。模擬議会を通じて実際の議会を体験)

市議会の取組

- 北海道の地方議員有志の取組
(統一地方選挙に向けて「地方議会議員養成講座」を開催)
- 子ども議会の開催
(84議会で実施、増加傾向)

町村議会の取組

- 若者が参加した広報紙の作成
(取組例:大学と連携協力協定を締結し、学生が特集記事の執筆を担当)
- 若者と議員との意見交換
(取組例:地域の高校で学生と議員がテーマを設定したグループワークを実施)

住民の関心を高める

都道府県議会の取組

- 住民と議員との意見交換
(半数以上の県で実施。長野県等はオンラインでも実施)
- 議長記者会見
(半数以上の県で実施。定例会の概要を議長からネット等で配信)

市議会の取組

- 議会報告会の開催
(225議会で実施、主に報告・意見交換を行う)
- SNSを活用した情報発信
(388議会で実施、多様なツールを利用)

町村議会の取組

- 政策サポーター制度の導入
(取組例:住民が政策サポーターとして議員と議論し、研究テーマに関する政策を提言)
- 住民と議員との意見交換
(取組例:公共施設等にカフェコーナーを設けて意見交換を実施し、政策に反映)

第33次地方制度調査会の地方議会に関する答申を踏まえた 地方自治法の改正等の早急な実現を求める決議

人口減少や高齢化の進行により地方公共団体の経営資源がますます制約され、住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化し地域において合意形成が困難な課題が増大する中、地方議会は、地域の多様な民意を集約し、広い見地から地域社会のあり方を議論し、地方公共団体の意思決定を行っていくことが求められている。

一方で、地方議会は、投票率の低下や無投票当選の増加、議員の性別や年齢構成の偏りなどの課題を抱えており、本会をはじめとする三議長会は、議会の位置付けや議員の職務等を法律上明文化すること、立候補に伴う企業等による休暇の保障や厚生年金への地方議会議員の加入など立候補環境の改善のための法整備を行うことなどを国に要請してきた。

昨年1月14日に発足した第33次地方制度調査会は、三議長会からのヒアリングを含め精力的に地方議会について調査審議を行い、同年12月28日、議会の位置付けや議員の職務等を法律上明文化することなどを内容とする「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」を内閣総理大臣に提出した。

この答申を踏まえ、以下の地方自治法の改正等を早急に実現するよう強く求める。

- 1 議会の位置付け、議員の職務等について、次の3点を地方自治法に明文化すること。
 - 地方議会は、住民が選挙した議員をもって組織されること。
 - 地方議会は、地方公共団体の意思決定を行うこと。
 - 地方議会議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行うこと。
- 2 各企業の就業規則において立候補に伴う休暇制度を設けることを要請するなど立候補環境の整備を行うこと。
- 3 住民から地方議会へ提出される請願書や、地方議会から国会へ提出する意見書など、議会に関連する手続を一括してオンラインにより行うことを可能とするための地方自治法の改正を行うこと。
- 4 議会のデジタル化への取組について技術的・財政的に支援を行うこと。

以上、決議する。

令和5年1月25日

全国都道府県議会議長会

第33次地方制度調査会答申（抜粋）

第4 立候補環境の整備

勤労者的地方議員への立候補に関しては、労働基準法第7条の規定により、法定の選挙運動期間中の選挙運動のために必要な時間を請求した場合は、使用者はこれを拒んではならないとされている。一方で、選挙運動のための時間が与えられた場合に、それが休暇として取り扱われるか等については、各企業の判断に委ねられている。また、必要な時間が著しく長期にわたる場合に、解雇や配置転換等の不利益取扱いをすることまで禁止されているとは解されていない。

さらに勤労者が立候補しやすい環境を整備するため、法制度として、立候補に伴う休暇の規定を設けることや、休暇を取得したことを理由とした不利益取扱いを禁止すること等は、個々の企業の事情に関わらず勤労者の立候補を促進するものとして、有効な方策の一つと考えられる。

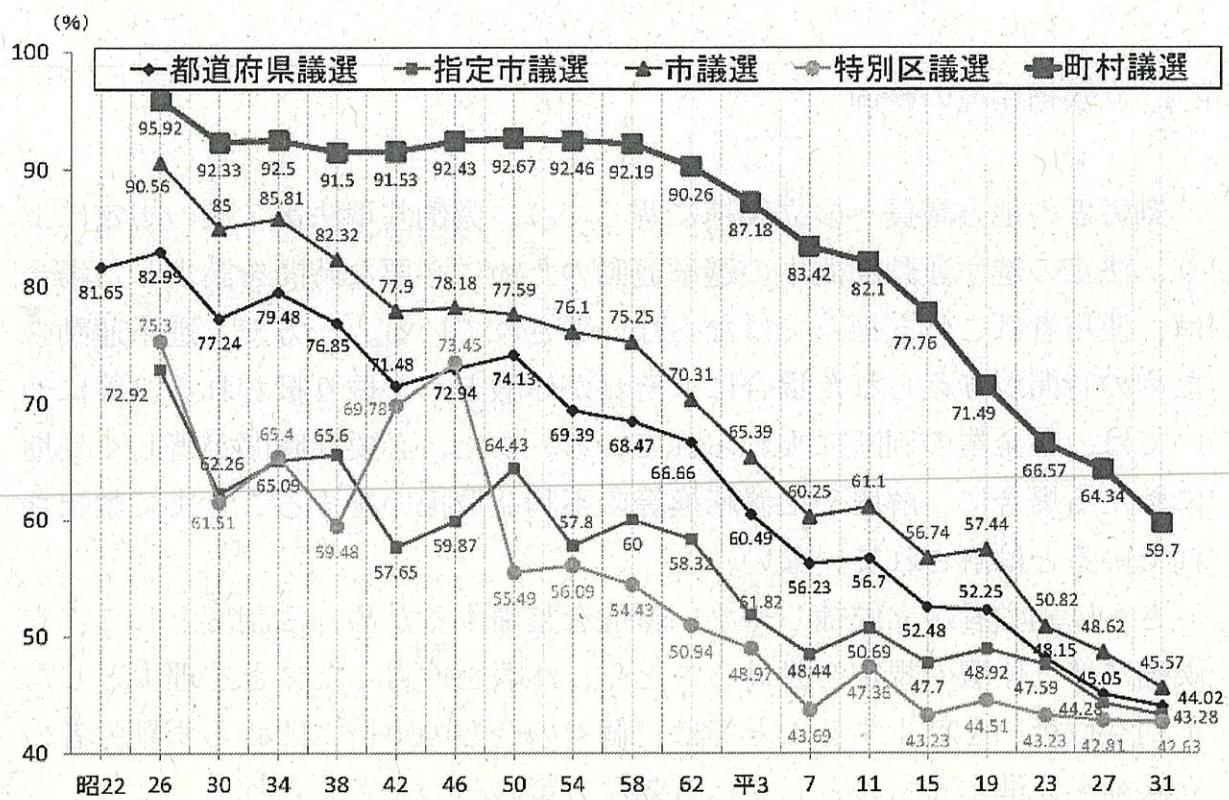
一方で、法制度として一律に設けることとする場合、事業主負担をどのように考えるかという課題や、立候補に伴う休暇や不利益取扱いの禁止は参政権の行使に関わる問題であることから、地方議会議員選挙のみを対象とし、国会議員選挙や長の選挙に先行させることについてどう考えるかという課題がある。

また、多様で柔軟な働き方への需要の高まりや人口減少下における人材確保の必要性等を背景として、副業や兼業が増加傾向にある。議員に当選した後においても、引き続き企業に勤務しながら議員活動を行うことも考えられるところ、副業・兼業は各企業の就業規則において、これを認める取扱いとすることが可能である。

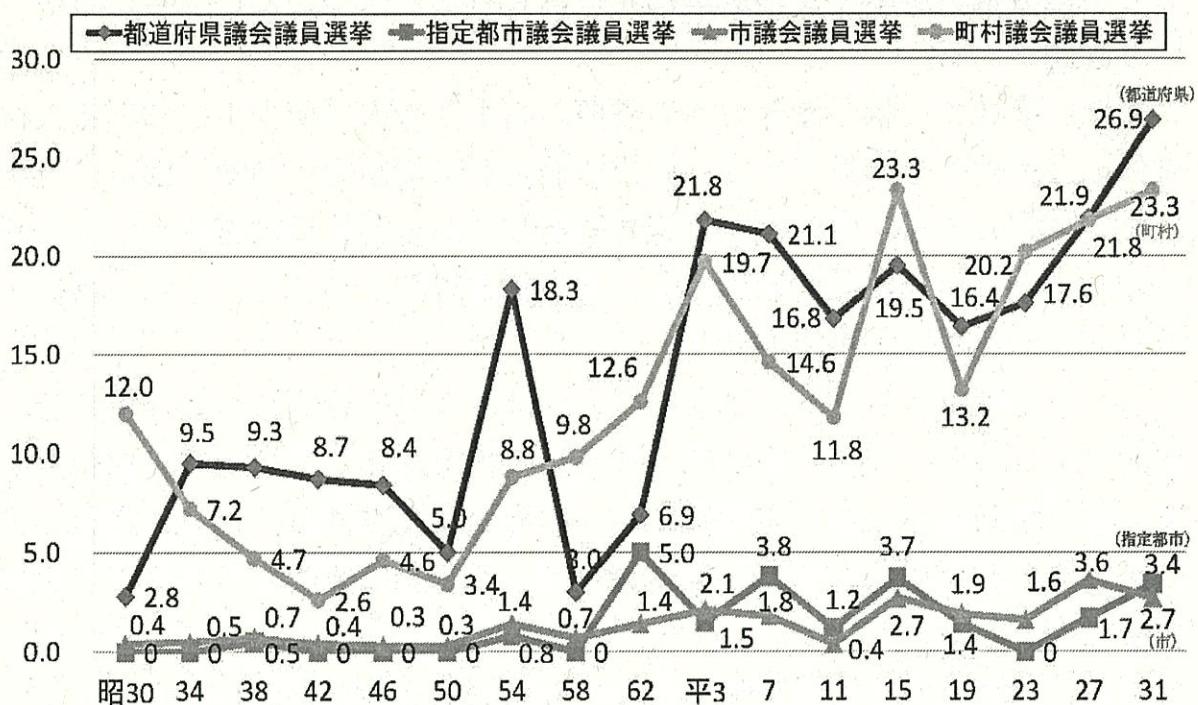
これらを踏まえると、法制化については、上記の課題について引き続き検討することとしつつ、まずは、各企業の状況に応じた自主的な取組として、就業規則において、立候補に伴う休暇制度を設けることや、議員との副業・兼業を可能とすること等について、各企業に要請していくことを検討すべきである。

なお、公務員の立候補制限や議員との兼職禁止の緩和については、行政の中立性・公平性等の要請にも配慮しつつ、引き続き検討する必要がある。

統一地方選挙における投票率の推移

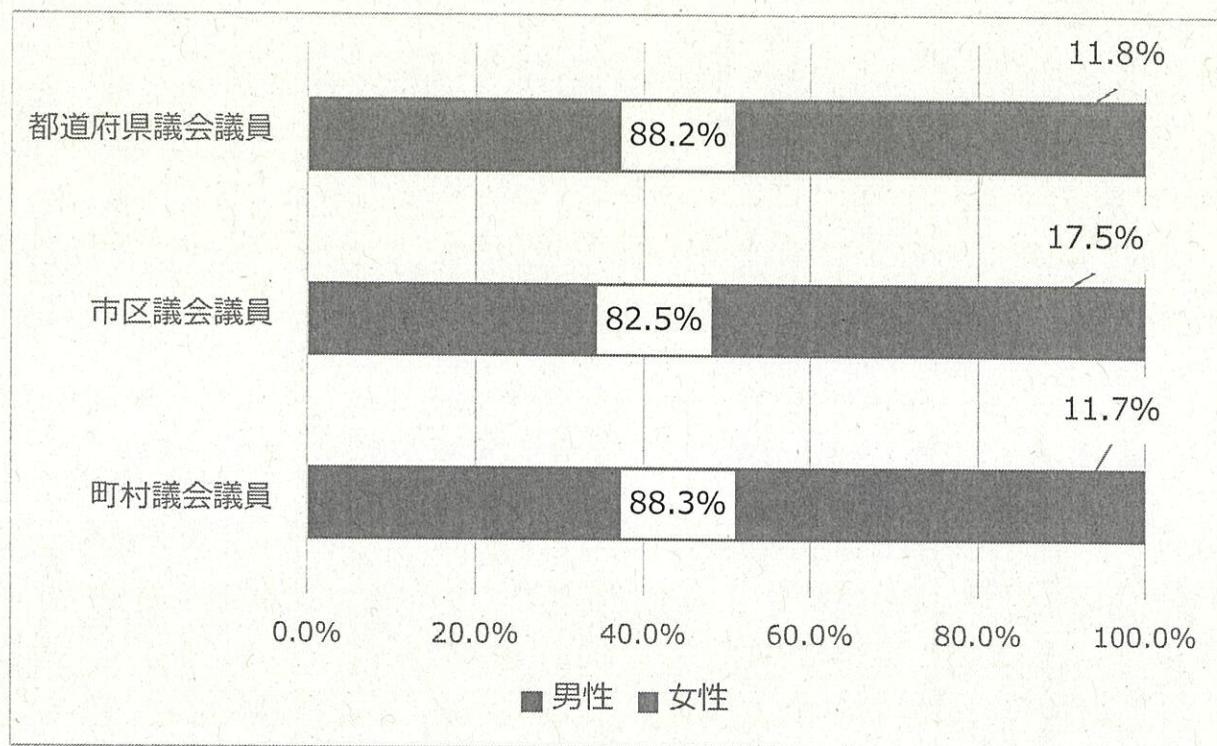


統一地方選挙における無投票当選者数の割合の推移



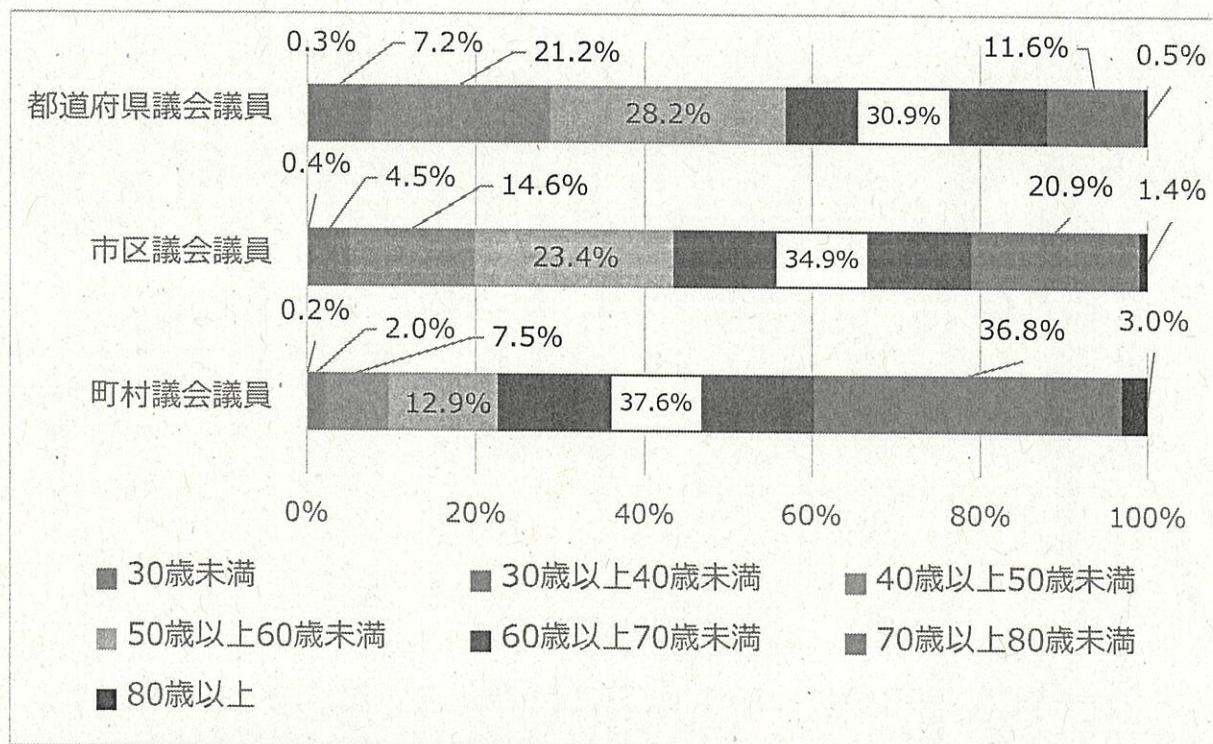
議員の構成

○男女の比率



出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」（令和3年12月31日現在）

○年齢別の状況



出典：各議長会調（都道府県議会議員：令和元年7月1日現在、市区議会議員：令和4年7月1日現在、町村議会議員：令和4年7月1日現在）

注：小数点第2位以下四捨五入のため、割合の合計が100%とならない場合がある。

